

# 第 6 0 回

## 前橋市都市計画審議会議案

## 目 次

- 1 前橋都市計画道路（3・4・116号南高校通線）の変更について・・・1  
（1号案件）
- 2 前橋都市計画公園（5・5・3号荻窪公園）の変更について・・・5  
（1号案件）
- 3 前橋都市計画下水道（前橋公共下水道）の変更について・・・9  
（1号案件）

**1号案件**：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計  
（付議案件）画に関する議案（前橋市決定）

**2号案件**：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見  
（諮問案件）を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

**3号案件**：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等  
（付議案件）を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに  
（諮問案件）よる敷地位置指定等）

**4号案件**：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計  
（諮問案件）画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

**5号案件**：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に  
（諮問案件）ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要  
するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び  
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路（3・4・116号南高校通線）の変更について

前橋都市計画道路（3・4・116号南高校通線）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和2年10月29日

前橋市長 山 本



## 第1号議案

前橋都市計画道路（3・4・116号南高校通線）の変更について（付議）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和2年11月24日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画道路の変更（前橋市決定・案）

都市計画道路中 3・4・116 号南高校通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・116	南高校通線	前橋市下佐鳥町	前橋市上佐鳥町	前橋市亀里町	約1,300m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

前橋都市計画道路 3・4・116 号南高校通線は、前橋市下佐鳥町の都市計画道路 3・3・83 号朝倉玉村線から前橋市上佐鳥町の都市計画道路 3・3・2 号前橋長瀬線までを東西につなぐ道路である。

本路線の沿線に位置する県立前橋南高校に通学する生徒等の安全確保を図るため、両側歩道（幅員 3m）の計画を見直して両側自転車歩行者道（幅員 3.5m）を設置することとし、一部区間の幅員を 13m から 14m に変更する。

都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・116	南高校通線	前橋市下佐鳥町	前橋市上佐鳥町	前橋市亀里町	約1,300m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・116	南高校通線	前橋市下佐鳥町	前橋市上佐鳥町	前橋市亀里町	約1,300m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	



諮問第2号

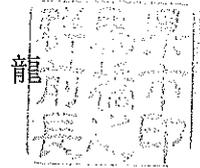
前橋市都市計画審議会 様

前橋市都市計画公園（5・5・3号荻窪公園）の変更について

前橋市都市計画公園（5・5・3号荻窪公園）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和2年10月29日

前橋市長 山本



## 第2号議案

前橋都市計画公園（5・5・3号荻窪公園）の変更について（付議）

諮問第2号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和2年11月24日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画公園の変更（前橋市決定・案）

都市計画公園中 5・5・3号荻窪公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・3	荻窪公園	前橋市荻窪町字上大入、 字鰯塚、字鰯坂、字堂之池、 字會山、字上深堀、字上堂 窪、字中大入、字深堀、字 下大入、字下堂窪及び上泉 町字下中峯	約 29.9 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園 5・5・3号荻窪公園は、環境改善と地域のニーズに合った公園づくりを基本理念に自然とのふれあい、健康づくり、コミュニティづくりをテーマとして平成17年4月に都市計画決定された面積約30.1haの総合公園です。

平成17年度から、にぎわいゾーンの整備に着手し、現在までにふれあいゾーンの整備が完了しており、面積約15.5haを供用しております。

主要地方道渋川大胡線の南側に位置する県道南ゾーンについては、当初、雑木林の散策路を計画しておりましたが、地域住民の意向を反映し、南エントランスに隣接した区域に子供の遊び場と休憩所を配置し、地域の利便性向上に資する計画に見直します。これに伴い、必要となる面積が減少したため0.2ha縮小するものです。

都 市 計 画 公 園 新 旧 対 照 表

(変 更 前)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
総 合 公 園	5・5・3	荻窪公園	前橋市荻窪町字上大入、 字鰯塚、字鰯坂、字堂之池、 字會山、字上深堀、字上堂窪、 字中大入、字深堀、字下大入、 字下堂窪及び上泉町字下中峯	約 30.1ha	

(変 更 後)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	路線名			
総 合 公 園	5・5・3	荻窪公園	前橋市荻窪町字上大入、 字鰯塚、字鰯坂、字堂之池、 字會山、字上深堀、字上堂窪、 字中大入、字深堀、字下大入、 字下堂窪及び上泉町字下中峯	約 29.9ha	



諮問第3号

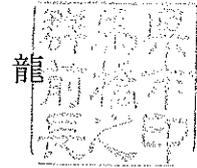
前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画下水道（前橋公共下水道）の変更について

前橋都市計画下水道（前橋公共下水道）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和2年10月29日

前橋市長 山本



### 第3号議案

前橋都市計画下水道（前橋公共下水道）の変更について（付議）

諮問第3号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和2年11月24日

前橋市都市計画審議会会長

## 前橋都市計画下水道の変更(前橋市決定)(案)

都市計画前橋公共下水道の「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称(変更なし) 前橋公共下水道

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
前橋公共下水道	約4,634.3ha	汚水 約4,634.3ha 前橋処理区 約1,171.6ha 第1処理分区 約 188.5ha 第2-1処理分区 約 626.9ha 第4処理分区 約 118.3ha 第5処理分区 約 742.0ha 第6-1処理分区 約 163.0ha 第8-1処理分区 約 205.0ha 第8-2処理分区 約 302.0ha 第9処理分区 約 311.0ha 第10処理分区 約 511.0ha 第11処理分区 約 220.0ha 第12処理分区 約 75.0ha

「排水区域は、総括図表示のとおり」

3. 下水道管渠(変更なし)

名 称	位置		区域		備考
	起点	終点	管渠または幅員 (m)	延長 (m)	
前橋水質浄化センター放流渠	六供町 中大門	六供町 中大門	◎2.20	120	単独公共下水道

#### 4. ポンプ施設 (変更なし)

名 称	位 置	敷地面積(m <sup>2</sup> )	備 考
天川ポンプ場	天川町1677-2	約 2,800	
中川ポンプ場	三河町二丁目	約 900	
岩神ポンプ場	岩神町一丁目	約 450	
大手ポンプ場	大手町一丁目	約 200	
南部汚水中継ポンプ場	天川町上藤泉	約 500	
敷島汚水中継ポンプ場	敷島町	約 220	
駒形汚水中継ポンプ場	駒形町宮子境	約 300	

#### 5. 処理施設 (変更なし)

名 称	位 置	敷地面積(m <sup>2</sup> )	備 考
前橋水質浄化センター	六供町中大門	約50,800	

#### 理由

前橋都市計画下水道は昭和32年に都市計画決定し、生活環境の改善、水質汚濁防止、公共用水域の水質保全を目標に整備を進めてきました。

平成3年に市街化区域に編入された力丸工業団地の区域において、力丸工業団地汚水処理施設の老朽化に伴い、工業団地内の下水道を群馬県流域下水道へ接続することになったことから、市街化区域かつ公共下水道区域となる本区域24.5haを前橋都市計画下水道（前橋公共下水道）に追加し、その面積を4,634.3haに改めるものです。

## 前橋都市計画下水道 新旧対照表 (案)

### 1. 下水道の名称 (変更なし)

名 称	新旧の別	備 考
前橋公共下水道	旧	
前橋公共下水道	新	

### 2. 排水区域

名 称	新旧の別	面積	備 考
前橋公共下水道	旧	約 4,609.8 ha	汚 水 約 4,609.8 ha 前橋処理区 約 1,171.6 ha 第1処理分区 約 164.0 ha 第2-1処理分区 約 626.9 ha 第4処理分区 約 118.3 ha 第5処理分区 約 742.0 ha 第6-1処理分区 約 163.0 ha 第8-1処理分区 約 205.0 ha 第8-2処理分区 約 302.0 ha 第9処理分区 約 311.0 ha 第10処理分区 約 511.0 ha 第11処理分区 約 220.0 ha 第12処理分区 約 75.0 ha
前橋公共下水道	新	約 4,634.3 ha	汚 水 約 4,634.3 ha 前橋処理区 約 1,171.6 ha 第1処理分区 約 188.5 ha 第2-1処理分区 約 626.9 ha 第4処理分区 約 118.3 ha 第5処理分区 約 742.0 ha 第6-1処理分区 約 163.0 ha 第8-1処理分区 約 205.0 ha 第8-2処理分区 約 302.0 ha 第9処理分区 約 311.0 ha 第10処理分区 約 511.0 ha 第11処理分区 約 220.0 ha 第12処理分区 約 75.0 ha

### 3. 下水道管渠 (変更なし)

名 称	新旧の別	位置		区域		備 考
		起点	終点	管渠または幅員 (m)	延長 (m)	
前橋水質浄化センター放流渠	旧	六供町中 大門	六供町中 大門	◎2.20	120	
	新	六供町中 大門	六供町中 大門	◎2.20	120	

4. その他施設 (変更なし)

名 称	新旧の別	位 置	敷地面積	備 考
天川ポンプ場	旧	天川町1677-2	約 2,800 m <sup>2</sup>	
	新	天川町1677-2	約 2,800 m <sup>2</sup>	
中川ポンプ場	旧	三河町二丁目	約 900 m <sup>2</sup>	
	新	三河町二丁目	約 900 m <sup>2</sup>	
岩神ポンプ場	旧	岩神町一丁目	約 450 m <sup>2</sup>	
	新	岩神町一丁目	約 450 m <sup>2</sup>	
大手ポンプ場	旧	大手町一丁目	約 200 m <sup>2</sup>	
	新	大手町一丁目	約 200 m <sup>2</sup>	
南部汚水中継ポンプ場	旧	天川町上藤泉	約 500 m <sup>2</sup>	
	新	天川町上藤泉	約 500 m <sup>2</sup>	
敷島汚水中継ポンプ場	旧	敷島町	約 220 m <sup>2</sup>	
	新	敷島町	約 220 m <sup>2</sup>	
駒形汚水中継ポンプ場	旧	駒形町宮古境	約 300 m <sup>2</sup>	
	新	駒形町宮古境	約 300 m <sup>2</sup>	

5. 処理施設 (変更なし)

名 称	新旧の別	位 置	敷地面積	備 考
前橋水質浄化センター	旧	六供町中大門	約 50,800 m <sup>2</sup>	
	新	六供町中大門	約 50,800 m <sup>2</sup>	

(参考)

項目	旧	新
下水道の名称	前橋公共下水道	前橋公共下水道
排水区域	約 4,609.8 ha	約 4,634.3 ha
下水道管渠	1 本	1 本
ポンプ施設	7 箇所	7 箇所
処理施設	1 箇所	1 箇所